

2019年4月3日

東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明 様

原子力民間規制委員会・東京
代表 岩田俊雄
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-6-2
ダイナミックビル5F
E-mail mkiseii.t@gmail.com

福島第一原発事故加害者東京電力への質問書

福島第一原発事故から9年目に入りましたが、事故は全く終わっていません。5万人以上の避難者がいまだに帰ることができないでいます。

東電は、何よりも被害者への賠償を優先すべきであるにもかかわらず、裁判外紛争解決手続き(ADR)において、121件の和解案を拒否しています。東電は、賠償のためにこそ、存続を許されたはずですが、ところが、加害者の立場でありながら、賠償額を値切って被害者を二重に苦しめています。被害者への態度から察すると、貴社は、「もう賠償は片付いた。公平性の観点から上積みはしない。また蒸し返されるのはごめんだ」とお考えのようです。「最後の一人まで賠償貫徹」を果たさないのであれば、もはや東電の存在意義はありません。

東電は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通して資金支援を受けています。一方、被害者側は、加害企業に賠償額を査定され、避難者支援も次々と打ち切られています。加害者が守られて、被害者は切り捨てられるというのは、著しく道義に反します。

東電は、国から守られているのをいいことに、実質子会社である日本原子力発電の経営を助けるため、東海第二原発の安全対策費用を支援するとのこと。被害者救済よりも、身内の原電救済を優先させるという自らの在り方について、加害企業として恥じるところはないのでしょうか？

最悪の放射能公害を発生させた東電は、本来、汚染者負担の原則により、破綻処理されるべきでした。役員、株主の金融資産は紙きれになるべきでした。責任の所在をうやむやにしたまま東電がずるずると存続していることが、加害者と被害者の関係を逆転させている原因です。東電は加害者という立場を本当に自覚しているのでしょうか？

再び過酷事故を起こす危険性のある原発を動かすことによって、原発事故の賠償費用を稼ぐというのは、被害者を愚弄しきっています。事故の危険を承知で、人々の犠牲を前提にした事業計画を強行するのは、未必の故意の犯罪ではないのでしょうか？

なお、この質問に答えることができないのであれば、無理に答えなくても結構です。

以上